

## ミャンマーの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という）は、人口約 5400 万人の共和制国家である。インドシナ半島の北西部に位置し、国土は南北に細長く「エイ」のような形をしており、中国、ラオス、タイ、バングラデシュ、インドと接している。ミャンマーのほぼ中央を、エーヤワディー川が流れている。ミャンマーの国土の面積は、約 68 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の約 1.8 倍である。首都はネーपीドー、公用語はミャンマー語（ビルマ語）、法定通貨はチャットである。民族構成についてみると、ビルマ人が約 68% と圧倒的に多いが、シャン人、カレン人、ラカイン人等の少数民族も多い。宗教については、仏教が約 74%、プロテスタントが約 6%、イスラム教が約 3%、ヒンドゥー教が約 2% を占める<sup>2</sup>。

現在のミャンマーがある地域では、1754 年にコンバウン朝が成立したが、英国との戦争により滅亡し、1886 年に英領インドの一州となった。第二次世界大戦中の 1943 年、日本軍の援助により独立した。1948 年には英連邦から離脱し、ビルマ連邦となった。1962 年以来、50 年間にわたり、軍事政権が続いた。1989 年、国名を「ミャンマー連邦」に、首都を「ヤンゴン」に改称した。1990 年の総選挙で「国民民主連盟」（National League for Democracy, NLD）が圧勝したが、軍事政権は政権移譲を拒否した。同年 10 月、軟禁されていた民主化運動のリーダーであるアウンサンスーチーがノーベル平和賞を受賞した<sup>3</sup>。2006 年、首都機能がネーピードーに移された。2010 年の総選挙では、最大野党 NLD がボイコットしたものの、2011 年に軍政から民政への移管が実現した。軍政序列第 4 位のテインセインが大統領に就任、国名を「ミャンマー連邦共和国」に改称するとともに、少数民族武装勢力との停戦合意、政治犯の釈放、経済改革の推進等が行われた。2015 年の総選挙で NLD が圧勝した後、アウンサンスーチーの側近であるティンチョウが大統領に就任すると

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるミャンマーの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2024 年版』（二宮書店、2024 年）241～243 頁、②外務省ウェブページ「ミャンマー 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/index.html>）等を参照した。

<sup>3</sup> アウンサンスーチー国家顧問がロヒンギャ問題について積極的な態度を示さないことに対し、国際的な批判が高まり、ノーベル平和賞を剥奪すべきとの声もあった。

ともに、アウンサンスーチー自身は、新たに設けられた「国家顧問」職に就任した。2017年8月、イスラム教徒の少数民族であるロヒンギャの武装グループが警察等を襲撃したことをきっかけに、国軍が掃討作戦を開始し、70万人以上のロヒンギャ<sup>4</sup>がバングラデシュに避難した。2020年の総選挙でもNLDが圧勝したが、国軍は、選挙に不正があったと主張していた。そして、2021年2月1日、国軍によるクーデターが発生し、アウンサンスーチー国家顧問らが拘束された（その後、アウンサンスーチーは、違法に輸入した無線機の所持等を理由に訴追され、合計33年の禁錮刑及び懲役刑を言い渡された）。その後、国軍は、国の最高意思決定機関として「国家統治評議会」を設置するとともに、クーデターに反対するデモ隊や民主派に対する取締りを強化している（その結果、約800名が死亡し、約5300名が拘束されたといわれている）。このような国軍の動きに対し、拘束されていないNLDの連邦議会議員らは、「市民不服従運動」を広く呼び掛けるとともに、「連邦議会代表委員会」(CRPH)という独自組織を立ち上げた。CRPHは、2021年3月31日、2008年憲法の廃止を宣言するとともに、「連邦民主憲章」(Federal Democracy Charter)を制定したと主張している。また、同年4月16日に発足した国民統一政府(NUG)も、2008年憲法を廃止し、連邦民主憲章を暫定憲法とすると主張している。しかし、最近では、国軍による支配及び国内情勢が安定化に向かっているように思われる。

ミャンマーは、1995年にはWTOに、1997年にはASEANに加盟した。軍事政権時代は長らく外国から禁輸措置を受けていた<sup>5</sup>が、2013年にはEU、2016年には米国が、一部の禁輸措置を解除した。GDP成長率をみると、2018年は6.8%、2019年は6.2%と、比較的高い経済成長を果たしていた。しかし、2021年2月1日のクーデター後、再び、欧米諸国による経済制裁が発動されている。

ミャンマーの法制度は、ミャンマー古来の慣習法のほか、英国法に淵源を有している。即ち、植民地時代の英領インドで形成された「インド法典」が、1886年の第三次英緬戦争の敗戦により英領インドの1州となったビルマにも適用されるようになった。その後、1937年の英領ビルマの成立により、そのままの形で「ビルマ法典」に名称変更された<sup>6</sup>。ビルマ法典は、全13巻から構成され、大きくは、公法系（第1巻～第8巻）と私法系（第9巻～第12巻）に分かれている。第13巻には、少数民族地域に適用される法と総索引が含まれる。また、全13巻を通じて、各章には、第1章から第30章までの通し番号が付けられて

---

<sup>4</sup> ロヒンギャは、ラカイン州北部に住むイスラム教を信仰する人々であり、ベンガル地方から移住・定住した。ミャンマーでは「無国籍者」として扱われており、バングラデシュでは「ミャンマー人」として扱われている。

<sup>5</sup> 中国は、ミャンマーの政治体制の変動に関わらず、二国間関係の強化に努めてきた。その背景には、①中国が、ミャンマー国内を通るパイプラインを通じて、マラッカ海峡を経由せずに原油や天然ガスを輸入していること、②中国は、「一帯一路」構想を実現するため、欧米先進諸国とは異なり、関係国の国内問題には口を出さないという方針を採っていること等がある。

<sup>6</sup> 金子由芳著『ミャンマーの法と開発 ―変動する社会経済と法整備の課題―』（晃洋書房、2018年）91頁。

いる<sup>7</sup>。ビルマ法典に含まれる数多くの法律は、現在でも効力を有している。インド法典及びビルマ法典の内容は、原則として、英国の判例法を成文化・法典化したものと位置付けられ、その意味では英国法の影響を強く受けているといえる。しかしながら、ミャンマーでは、社会主義憲法の下での人民裁判所制度の時代に判例法形成は事実上停止し、制定法の文言解釈が重視されるようになった。

ミャンマーの現行法体系は、①憲法、②ビルマ法典、③社会主義政権時代から軍事政権時代に制定された法令、④2011年以降、連邦議会により制定された法令・通知、各省庁による発布された通知等、⑤慣習、⑥判例（最高裁判所による主要な判例は、法適用基準を示す一定の役割を果たしている）から構成される<sup>8</sup>。

## II 知的財産法全般

ミャンマーの知的財産関連法としては、「特許法」（2019年3月11日成立、2024年5月31日施行）、「工業意匠法」（2019年1月30日成立、2023年10月31日施行）、「商標法」（2019年1月30日成立、2023年4月1日施行）、「著作権法」（2019年5月24日成立、2023年10月31日施行）<sup>9</sup>等がある。知的財産法分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっているが、裁判所の判例も、重要な役割を果たす。また、詐称通用等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法が適用される場合がある。

知的財産権に関連するミャンマーの政府機関は、ミャンマー知的財産局（Intellectual Property Department, IPD）<sup>10</sup>である。ミャンマー知的財産局は首都ネーピードー及びヤンゴンにあり、主に特許・意匠・商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行う機関である。

ミャンマーは、知的財産権に関するいくつかの国際条約に加盟している。例えば、WIPO設立条約、WTO協定、TRIPS協定である。パリ条約、特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等の主要な国際条約にはまだ加盟又は批准していない（近い将来、順次、加盟又は批准すると予想される）。

## III 特許

---

<sup>7</sup> 生田美弥子著「ミャンマー法概観とビルマ法典公法（I、II）」（『JCAジャーナル 第61巻1号』（日本商事仲裁協会、2014年）所収）23頁。

<sup>8</sup> 萩野敦司著「現代ミャンマー法の法源およびアクセス方法」（『国際商事法務 Vol.42, No.4』（国際商事法研究所、2014年）所収）556～557頁。

<sup>9</sup> 本稿における各法律の訳語は、原則として、特許庁ウェブサイトに掲載されているジェトロの和訳に従った。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

<sup>10</sup> <https://ipd.gov.mm/>

## 1 要件

「特許」とは、発明を保護するために付与された知的財産権をいう。ここに「発明」とは、技術分野における困難を解決することができる物又は製法の創作をいい、小発明も含まれる。

発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならないほか、新規性、進歩性、産業上利用可能性等の特許要件を満たしている必要がある。不特許事由としては、①発見、科学的理論、及び数学的手法、②ビジネス、心理的行為、ゲームを行う単なる手法、ルール、又は方法、③コンピュータ・プログラム、④植物及び動物を生産するために必要な生物学的な製法（非生物学的及び微生物学的な製法を除く）、⑤自然界の生命体、生物学的生命体の全体又は一部、相補的 DNA 配列を含む DNA、細胞、細胞系、細胞培養、及び種子を含むあらゆる動物及び植物（培養されて合成された微生物を除く）、⑥人体及び動物を手術又は治療する方法（人体及び動物に関する実験から得られる診断技術を含む）、⑦新規な用途及び新規な特徴を含む自然界に存在する物又は既に公知なもの、並びに、随時調査された化学品及びその発明、⑧公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は、人間・動物・植物・健康若しくは環境に悪影響を与える発明、並びに、現行法の下で国内において利用することが禁止されている発明がある。

## 2 出願

ミャンマーでは、先願主義が採用されている。

特許に関する権利を得ようとする者は、法に基づき、かかる特許を自己の名義にて登録しなければならない。自己の名義にて特許の登録を得ようとする者は、所定の様式の出願書類に、①特許出願の申請であること、②出願人である個人又は法人、並びに、発明者の氏名、国籍及び住所、③（代理人によって出願された場合、）代理人の氏名、国民登録証番号及び住所、④発明の詳細な説明、⑤発明の名称及び要約、⑥明細書に記載された一つの請求項又は一群の請求項を記載の上、必要に応じて、添付書類とともに提出しなければならない。

出願言語は、ミャンマー語又は英語である。登録官が、出願書類につき、ミャンマー語から英語への翻訳、又は英語からミャンマー語への翻訳を要求した場合、出願書類の翻訳を提出しなければならない。

## 3 審査

特許出願が行われた場合、審査官は、出願が方式的要件を満たしているか否かを審査した後、方式的要件を満たす出願を審査意見とともに登録官に提出する。審査官は、特許出願が方式的要件を満たしていないと認める場合、登録官の承認を得て、出願人に、出願を補正するように通知する。出願人が当該通知の受領から 60 日以内に補正を行わない場合、当該出願は取り下げられたものとみなされる。審査官は、必要な補正を所定期間内に受領した場合、

報告とともに審査した出願書類を登録官に提出する。

特許出願について、登録官は、審査官から提供された意見を精査し、出願日から18か月又は早期公開が請求された場合は請求日に、異議申立のために公衆に通知するため、所定の方法でその出願を公開する。出願に異議がある者は、出願公開日から90日以内に、登録官に、異議申立書を提出することができる。異議申立の手続において、登録官は、異議申立理由並びに審査官の調査結果及び意見を審査し、特許出願の手続、補正又は取消を決定する。

詳細な審査を受ける特許出願について、審査官は、新規性、進歩性及び産業上利用可能性等についての実体審査を行い、審査結果を意見とともに登録官に報告する。

すでに外国に出願され、ミャンマーに出願された特許出願について、登録官は、特許出願を審査するため、①外国の知的財産庁から得られた調査報告及び審査報告の写し、②出願人が外国の知的財産庁から取得した特許証の認証付き写し、③外国の知的財産庁により拒絶された特許出願若しくは請求の範囲の写し、又は外国の知的財産庁により特許された特許出願に関する無効・取消の宣言の写を提出することを出願人に通知できる。

特許出願の審査について、登録官は、外国の政府機関、国際機関又は外国特許庁による審査を依頼することができる。

#### 4 登録

登録官は、審査官の意見を精査した後、特許出願について、特許査定又は拒絶査定をする。登録官は、登録簿に特許査定又は拒絶査定を記録し、出願人に通知するとともに、所定の方法で公開する。特許が付与される場合、登録官は、出願人に特許証を発行する。

特許権の存続期間は、特許出願日から20年である。

特許権者は、①特許発明が物の場合は、他人が、当該物を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し、又は輸入する行為を防止する権利、②特許発明が方法の場合は、他人が、その方法を使用する行為、又は、その方法によって直接製造された物を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し、又は輸入する行為を防止する権利を有する。

特許権者は、期間及び条件を定め、第三者に自己の特許権を使用する実施許諾を行うことができる。特許権者又は実施許諾を受けた者は、所定の費用を支払い、実施許諾の真正な写しとともに、実施許諾の登録を登録官に請求しなければならない。登録官は、実施許諾の登録の請求があった場合、請求を審査し、請求が特許権の濫用を含まず、不正競争の意図も有さず、国の利益に影響を与えず、直接的若しくは間接的にも一般的技能若しくは開発を制限するものではなく、又は、その他の影響も有するものではないと判断した場合、当該実施許諾の登録及び所定の方法による公開を行う。特許権の実施許諾の登録を登録官に申請しない場合、当該実施許諾は有効とはいえない。

#### 5 小発明

ミャンマー特許法には、小発明についての規定がある。

小発明とは、有用性又は性能を改良した新規な構造の物の外観若しくは部品、又は物の部分を創造する技術的創作をいう。小発明の要件は、「新規性」と「産業上利用可能性」である。①ビジネスフローの方法、②化学品、医薬品、生物体、金属体、他のそれらの成分及び組成物、③特許法により特許保護が禁止されているもの、④彫刻、建築物又は既存の装身具は、小発明の保護から除外される。

小発明の特許出願においては、当業者が小発明を実施できるように明確かつ十分に記載され、特に小発明の使用法又はどのようにその機能が改良されたのかを記載しなければならない。

小発明の特許権の存続期間は、特許出願日から10年である。

## IV 工業意匠

### 1 要件

「工業意匠」とは、工業製品若しくは手工芸品の全部若しくは部分の線、輪郭、色彩、形状、表面パターン、質感、若しくは外形の特徴若しくは装飾、又はその特徴、装飾から生じる工業製品若しくは工芸品の全部若しくは部分の外観をいう。

意匠の登録を受けるためには、不登録事由に該当してはならないほか、新規性及び独自性の要件を満たしている必要がある。不登録事由としては、①技術的・機能的創作、②公序良俗、倫理、宗教及び信条、並びに連邦が評価する文化に反する創作がある。

### 2 出願

ミャンマーでは、先願主義が採用されている。

工業意匠に係る権利を得ようとする者は、所定の要件に従って、登録官に出願しなければならない。工業意匠登録の出願人は、工業意匠製品又はその製品に使用される工業意匠が、ロカルノ協定に定める工業意匠の国際分類において同一分類の場合、複数の工業意匠について単一の申請書を提出することができる。登録出願申請書には、①工業意匠登録の申請であること、②出願申請をする個人又は法人の名称及び住所、③（代理人によって申請された場合、）代理人の氏名、国民登録証番号及び住所、④工業意匠の明確かつ詳細な説明、⑤工業意匠が実施され又は表現されている製品の説明等に関する情報を記載しなければならない。

出願言語は、ミャンマー語又は英語である。登録官が、出願書類につき、ミャンマー語から英語への翻訳、又は英語からミャンマー語への翻訳を要求した場合、出願書類の翻訳を提出しなければならない。

### 3 審査

工業意匠登録出願が行われた場合、審査官は、出願が方式的要件を満たしているか否かを

審査した後、方式的要件を満たす出願を審査意見とともに登録官に提出する。審査官は、出願が方式的要件を満たしていないと認める場合、登録官の承認を得て、出願人に、出願を補正するように通知する。出願人が当該通知の受領から 30 日以内に補正を行わない場合、当該出願は取り下げられたものとみなされる。審査官は、必要な補正を所定期間内に受領した場合、報告とともに審査した出願書類を登録官に提出する。

法の定める定義に該当しない工業意匠について出願が提出された場合、又は「公序良俗、倫理、宗教及び信条、並びに連邦が評価する文化に反する創作」について出願が提出された場合、その拒絶に関する意見と共に登録官に出願を提示しなければならない。

工業意匠登録の出願に異議のある者は、出願公開日から 60 日以内に、異議理由を記載した異議申立書を登録官に提出することができる。異議理由としては、①工業意匠が法の定める定義に該当しないこと、②工業意匠に新規性がないこと、③工業意匠が不登録事由に該当すること、④出願人が意匠登録を受ける権利を有しないことを示す信頼できる証拠があることである。

#### 4 登録

工業意匠登録の出願について、登録官は、出願公開日から 60 日以内に異議申立が提出されなかった場合、当該出願を認容することができる。所定の期間内に異議申立が提出された場合は、審査の上、異議申立を認容又は拒絶することができる。登録官は、登録簿に当該出願の認容又は拒絶を記録し、出願人に通知し、所定の方法で当該認容又は拒絶の旨を公開する。登録の出願が認容された場合、出願人に対し、工業意匠の登録証を発行する。

工業意匠登録の存続期間は、出願日から 5 年であるが、申請により、さらに 5 年の延長が 2 回まで可能とされている。

工業意匠の権利者は、第三者に対し、当該権利を譲渡し、又は書面により使用許諾を与えることができる。当該権利の譲渡又は使用許諾は、当該権利の譲渡又は使用許諾の登録申請が登録官に提出されない限り、有効とならない。

### V 商標

#### 1 概要

商標の対象たる「標章」とは、個人名、文字、数字、図形要素、色の組み合わせ、又はそれらを組み合わせたものを含む、事業における商品及び役務を他者のものとの区別を可能にする視覚的標識をいう<sup>11</sup>。

不登録事由には、「絶対的不登録事由」と、「相対的不登録事由」がある。

絶対的不登録事由としては、①標章が識別性を有しない場合、②取引上、商品の生産又は

---

<sup>11</sup> 2019 年に成立した商標法が施行される前には、標章は、「登記法」に基づき登録することによりある程度の法的保護を受けることが認められていた。

サービスの提供の種類、関連情報、品質、数量、意図された用途、価値、地理的原産、若しくは生産時期、又は商品若しくはサービスのその他の性質を特定する役割を果たし得る記号又は表示のみにより構成される標章（但し、(i)当該標章の登録出願日の前に、当該標章の使用の結果、当該標章が実際に識別性を獲得した場合、(ii)出願人が国内での取引に際し、標章を誠実に、独占的かつ継続的に使用した場合を除く）、③公序良俗、倫理、宗教及び信条、連邦の評判、文化、又は民族社会の慣習に反する標章、④記号又は表示のみから構成される標章で、現代語若しくは善意の確立された取引慣習において一般的又は慣習的なものになったもの、⑤取引の過程において、又は公衆に対して欺罔的である標章、⑥その全部又は一部が、国家の統制又は保証を示唆する旗、盾用紋章、その他紋章、公式の記号、及び品質証明、又は政府間組織の盾用紋章、旗、その他紋章、名称、若しくはイニシャルと同一であるか又はそれらの模倣から成り、該当する当局から許可を得ていない、若しくは、その使用が公衆に誤解を与える標章、⑦連邦が批准している国際条約に従って特に保護されている記号を含む標章がある。

また、相対的不登録事由としては、①他者の登録標章、先に登録出願のあった標章、又は標章の優先権の主張がなされている標章と同一又は類似する標章であり、標章が保護されている商品又はサービスと類似又は同一である商品又はサービスについてのものであり、需要者に誤解を与えるもの、②個人の権利、又は法人の名称と評判に対して悪影響を及ぼす、当該個人又は法人の同意を得ない標章の使用、③他者の知的財産権を侵害し得る表示である標章、④不誠実に登録出願された標章、⑤著名な標章と同一又は類似し、当該著名な標章が使用されている商品又はサービスと類似又は同一である商品又はサービスについて使用され、それ故に需要者に誤解を与えている標章、⑥登録出願が申請されている標章で、登録済みの著名な標章と同一又は類似しており、かつ、当該登録済み著名標章が保護されている商品又はサービスとは異なる商品又はサービスについて使用されているが、出願人の商品又はサービスと当該著名標章の権利者との間に繋がりがあることを示唆し得るものであり、そのような使用が当該登録済み著名標章の権利者の利益を害する可能性があるものがある。

## 2 出願

ミャンマーでは、先願主義が採用されている。

標章についての権利を得るために当該標章の登録出願することを望む者は、所定の要件に従って、ミャンマー知的財産局<sup>12</sup>の登録官に出願を提出することができる。登録出願申請書には、①登録の申請であること、②出願申請をする個人又は法人の名称及び住所、③（代理人によって申請された場合、）代理人の氏名、国民登録証番号及び住所、④標章の明確かつ詳細な説明、⑤標章登録の目的における商品及びサービスの国際分類に従った、商品及びサービスについて意図される登録の範囲、並びに、商品及びサービスの名称及び種類等に関

---

<sup>12</sup> ミャンマー知的財産局は、2023年4月26日にグランドオープンし、通常の商標出願の受付を開始した。2024年5月1日には、最初の商標公告公報が発行された。

する情報を記載しなければならない。

出願言語は、ミャンマー語又は英語である。登録官が、出願書類につき、ミャンマー語から英語への翻訳、又は英語からミャンマー語への翻訳を要求した場合、出願書類の翻訳を提出しなければならない。

ミャンマーは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)に加盟していないため、現在のところ、マドプロ出願によりミャンマーでの商標登録を受けることはできない。ニース協定には加盟していないが、ニース分類は採用されている。

### 3 審査

商標登録出願が行われた場合、審査官は、出願が方式的要件を満たしているか否か、及び絶対的不登録事由を含んでいないかを審査した後、当該要件を満たす出願を審査意見とともに登録官に提出する。審査官は、出願が当該要件を満たしていないと認める場合、登録官の承認を得て、出願人に、出願を補正するように通知する。出願人が当該通知の受領から 30 日以内に補正を行わない場合、当該出願は取り下げられたものとみなされる。審査官は、必要な補正を所定期間内に受領した場合、報告とともに審査した出願書類を登録官に提出する。登録官は、異議申立を行う機会を与えるために、当該要件を満たす出願を所定の方法で公開する。

商標登録の出願に異議のある者は、出願公開日から 60 日以内に、絶対的不登録事由又は相対的不登録事由を含んでいる等の異議理由を記載した異議申立書を登録官に提出することができる。

### 4 登録

商標登録の出願について、登録官は、出願公開日から 60 日以内に異議申立が提出されなかった場合、当該出願を認容することができる。所定の期間内に異議申立が提出された場合は、審査の上、異議申立を認容又は拒絶することができる。登録官は、登録簿に当該出願の認容又は拒絶を記録し、出願人に通知し、所定の方法で当該認容又は拒絶の旨を公開する。登録の出願が認容された場合、出願人に対し、商標登録証を発行する。

登録商標の存続期間は、出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。

登録商標の権利者は、第三者に対し、当該権利を譲渡し、又は書面により使用許諾を与えることができる。当該権利の譲渡又は使用許諾は、当該権利の譲渡又は使用許諾の登録申請が登録官に提出されない限り、有効とならない。

標章が法の定める定義を満たさないこと、又は標章が絶対的不登録事由のいずれかにより登録不能であることを示す確たる証拠がある場合、いずれかの関係者の申請により、登録商標は無効とされ得る。また、標章が相対的不登録事由のいずれかにより登録不能であることを示す確たる証拠がある場合、いずれかの関係者の申請により、登録商標は無効とされ得る。

る。

登録商標が、出願日から3年間使用されていない又は継続した3年間使用されていない場合であって、不使用につき正当な理由が無いときは、利害関係人の請求により、登録官は、当該登録商標を取り消さなければならない。

## VI 著作権

### 1 概要

ミャンマーの現行著作権法は、2019年著作権法である。

ミャンマーはベルヌ条約の加盟国ではない。そのため、ベルヌ条約加盟国の外国の著作物の著作者は、ミャンマーにおいて当然に著作権保護を受けるわけではない。外国の著作物がミャンマーで保護されるためには、それらの著作物は、ミャンマーの著作権法に定められた条件を満たさなければならない。ミャンマーの著作権法12条は、国内外の文学的又は芸術的作品、実演、レコード、放送に関する条件を規定している<sup>13</sup>。

### 2 著作物

著作権法の保護を受ける文学的又は美術的著作物に該当するものとしては、①本、パンフレット、詩、小説、記事、コンピュータ・プログラム、及びその他の記述、②演説、講義、スピーチ、説教、及びその他の口述、③演劇及び演劇音楽著作物、身体的表現を用いた演技、舞踏著作物、及びステージ上で上演されるその他の文学的又は美術的著作物、④曲及び音楽著作物（歌詞の有無を問わない）、⑤映像著作物（映画著作物を含む）、⑥建築著作物、⑦デザイン、スケッチ、絵画、木製彫刻物、鋳造物、彫刻物、色ガラス・宝石等による装飾、木を用いた製作物、ろくろを用いた製作物、金属製品、陶器、装飾品、手工芸品、時代衣装、少数民族の伝統衣装及び身なり、⑧石版印刷、織物作品、刺繍作品、その他の美術著作物、⑨写真、⑩実用工芸品、⑪織物の模様、⑫地理情報、地形表示、建築物、科学技術に関する模型、地図、実施計画、図面、三次元作品がある。但し、①思想、手続、作業手順、数学的概念、基本原則、調査結果又はデータ、②単なる報道にすぎない性質を有する時事の記事、その他の雑報、③憲法及び法令、④規則、規程及び細則、政府機関、政府組織及び各局が発行する命令、通知、指令及び手順書、⑤判決及び命令、⑥政府による公式翻訳及び編纂には、著作権法の保護が及ばない。

### 3 著作権

著作権は、原則として、当該著作物の著作者に帰属する。但し、契約中に規定すれば、著作物の著作者以外の者に著作権を帰属させることは可能である。

---

<sup>13</sup> <https://kenfoxlaw.com/how-can-a-foreign-work-be-protected-under-copyright-law-of-myanmar>

著作権には、著作財産権と著作者人格権がある。著作財産権は、①著作物を複製すること、②著作物を翻訳・翻案・編集等すること、③著作物の原本・複製物を販売し、又は一般公衆のために頒布すること、④コンピュータ・プログラム、動画著作物、映画著作物、レコードに含まれる文学的又は美術的著作物、データベース、記号による音楽著作物の原本又は複製物を公衆に貸与すること、⑤公衆に対する実演、⑥放送等である。また、著作者人格権は、①著作者として自己の氏名を表記する権利、②変名・別名を表記する権利、③自身の名誉を損なう変更・切除・改変に対して異議を唱える権利がある。

ミャンマーにおける著作権の保護期間は、原則として、著作者の生存中及び著作者の死後 50 年間存続する。共同で作成された著作物に対する著作権は、生存する最後の著作者の死亡年から起算して 50 年間保護される。実用工芸品に関する著作物の著作権は、当該著作物を製作してから 25 年間保護される。

#### 4 無方式主義

ミャンマーでは、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。しかし、ミャンマーには、任意の著作権登録の制度が存在する。ミャンマー知的財産局に任意で著作権登録を行えば、著作権侵害紛争において、著作権保有の証拠として使用できるというメリットがある。ミャンマー知的財産局は、著作権登録申請があった場合、著作物性について審査を行い、登録を許可又は却下することができる。登録が認められた場合、申請者への通知及び公示を行い、申請者に著作権登録証が発行される。

## VII 営業秘密

ミャンマーにおいては、ビジネス上の営業秘密（Business Secrets）は、「競争法」（Competition Law）<sup>14</sup>によって保護される。競争法は、2017 年 2 月から施行されている。

競争法 19 条によると、いかなる事業者も、他者の事業に関する秘密の開示に関して、以下の行為を行ってはならない。その行為とは、①営業秘密及びこれに関する情報のアクセス及び収集において、営業秘密の正当な所有者が講じたセキュリティ対策を侵害する行為、②営業秘密の正当な所有者の許可なく、営業秘密の情報を使用又は開示する行為、③営業秘密及びこれに関する情報のアクセス、収集、開示において、秘密保持義務を負う者を欺き、又はその信頼を悪用する行為、④法律に従って組織的に行う他者の営業秘密及び商品の流通手続を漏洩する行為、⑤国有機関が講じるセキュリティ対策を侵害して経済情報を漏洩する行為、⑥前号に含まれる情報を使用して営業活動を行い、営業ライセンスを申請し、又は商品を流通させる行為である。競争法 19 条に違反する行為をした者は、損害を被った者か

<sup>14</sup> 競争法の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://asean-competition.org/file/pdf\\_file/Myanmar-Competition%20Law%20\(English%20Version\).pdf](https://asean-competition.org/file/pdf_file/Myanmar-Competition%20Law%20(English%20Version).pdf)

ら民事責任を追及される可能性があるほか、行政処分（警告、過料、事業停止）を課され、また、刑事罰（2年以下の拘禁刑及び／又は1000万チャット以下の罰金刑）が科される可能性がある<sup>15</sup>。

## Ⅷ 詐称通用（パッシング・オフ）

「詐称通用」（Passing Off）とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」（Good Will）と呼ばれる<sup>16</sup>。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。一般に、詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示（意図的なものか否かを問わない）があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、であると考えられている。

ミャンマーにおいても、英国法の影響から、詐称通用の概念が判例法上認められてきた。即ち、商標法が施行される前は、商標権侵害訴訟を提起することは認められなかったが、裁判所は、詐称通用の訴訟を認めてきた。詐称通用の概念は、1968年の「John Walker & Sons Ltd」事件<sup>17</sup>までミャンマーの裁判所で受け入れられ、踏襲されていた。詐称通用をめぐる対立する主張を展開する当事者の権利は、コモン・ローの原則に従って決定されなければならない。原告は、偽の商標を使用したり、商標を偽造したり、商標の偽造に使用する器具を作成又は所有したり、偽造商標を付した商品を販売したりした場合、ミャンマーでは、判例法に基づき、刑事及び民事の両方の救済措置を求めることができる。被告が有罪と判断された場合、罰金及び／又は禁固刑に処される可能性がある<sup>18</sup>。

## Ⅸ エンフォースメント

ミャンマーにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事

<sup>15</sup> 「アジアにおける企業秘密の保護方法について」（One Asia Lawyers グループ）

<https://oneasia.legal/9346>

<sup>16</sup> 英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。

<sup>17</sup> Johny Walker & Sons Ltd V U Than Shwe 1968 BLR (cc)73.

<sup>18</sup> Khin Swe Oo, *Protection of Trademark Rights in Myanmar*, 2015, pp 51-52

<https://meral.edu.mm/record/7593/files/Khin%20Swe%20Oo.pdf>

訴訟)、刑事的手段(刑事訴訟)、及び税関による輸入差止がある。

## 1 民事的手段(民事訴訟)

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。商標権侵害及び著作権侵害のケースでは、刑事処罰の手段も可能であるが、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

ミャンマーの民事訴訟及び民事執行の制度は、植民地時代の英領インドで形成された「インド法典」の一部である1908年「民事訴訟法」に基づく最高裁判所命令21号に基づき、実施されている<sup>19</sup>。ミャンマーにおける民事訴訟手続は、原則として、訴状の提出、召喚状の送付、準備手続、答弁書の提出、弁論期日、証人尋問、最終弁論、判決という流れとなる。ミャンマー民事訴訟法は、当事者主義を採用している。弁護士が代理人として就くことは必須ではなく、本人訴訟も可能である。第一審は、一般的に、1~2年かかるといわれている。三審制が採用されており、重要な法律上の争点がある等の場合には、最高裁判所への上告も可能である。陪審制は採られておらず、職業裁判官による審理が行われるが、裁判官の質の問題及び汚職のおそれが懸念される場所である。

法律上、特許権、工業意匠権、商標権、著作権の権利者は、被疑侵害者を被告として、知的財産裁判所に民事訴訟を提起することができると規定されている。2024年6月3日、最高裁判所は、「Kyauktada 地方裁判所」を知的財産裁判所として指定した。また、民事事件において知的財産裁判所が下した判決、命令、決定に対する上訴審裁判所として、「ヤンゴン管区高等裁判所」を指定した<sup>20</sup>。

## 2 刑事的手段(刑事訴訟)

刑事的手段は、警察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、侵害行為の停止を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る(例えば、一定の商標権侵害行為者に対しては、3年以下の拘禁刑及び/又は500万チャット以下の罰金刑が科される可能性がある)。また、うまくいけば被疑侵害者に対し有罪判決が下され、被疑侵害者に対して刑罰という強い制裁による感銘力を与えることができること、民事的手段をとるための証拠保全に役立つ可能性もあることというメリットがあるといえる。しかし、ミャンマーにおける実務運用上、どの程度の効果があるかについて、事案ごとに検討する必要がある。

---

<sup>19</sup> 金子・前掲書184頁。

<sup>20</sup> <https://www.dfdl.com/insights/legal-and-tax-updates/myanmar-supreme-court-clarifies-ip-courts-patent-jurisdiction/>

### 3 税関による輸入差止

商標権者は、偽造標章が付された商品が国内に輸入され、又は輸入されている、若しくは輸入される予定であることを疑うに足りる合理的理由がある場合、所定の条件に従い、当該商品の商取引ルートにおける自由な流通を停止させるため、税関局長に対し、停止命令の申請を行うことができる。税関局長は、申請書を受領した場合、所定の条件に従い、担保を提供するよう出願人に要求することができる。輸入された商品に偽造標章が付されているという十分な証拠がある場合、税関局長は、当該商品の商取引ルートにおける自由な流通への解放を停止し、出願人及び輸入者に対し直ちに通知する。出願人が、通知を受領してから15日以内に、当該出願人が本案の裁判に繋がる法的手続を開始したこと、又は知的財産裁判所が当該商品の流通停止を延長する暫定的措置を講じたことを税関局長に通知しなかった場合、当該商品は解放させられる。但し、税関局長は、その決定により、15日の期限が満了する前に、さらに15日の延長をすることができる。輸入者が停止命令を受けた後に当該停止命令を不服とする場合、当該輸入者は、知的財産裁判所に当該事案を訴えることができる。なお、上記のような税関による輸入差止は、旅行者の個人的な荷物又は輸入品に含まれる、偽造標章の付された非商業的性質の商品には適用されない。

## X おわりに

以上、ミャンマーの知的財産法制度の概要を簡単に紹介してきたが、ミャンマー法については、法整備支援の関係もあって、日本語の文献・論文等が非常に多い。例えば、法務省のウェブサイト<sup>21</sup>には、数多くのミャンマー法の解説や調査報告書等が掲載されている。

本来であれば、ミャンマーは、「アジア最後のフロンティア」として、日本企業にとっての最重要投資先の一つであったはずである。しかし、2021年2月1日に発生した軍事クーデター以降、多くの人命が失われる等、ミャンマー国内は混乱の中にあり、今後、ミャンマーがどこに向かうのかは誰にも分からない。また、ロヒンギャ難民の問題も、依然として、未解決のままである。「ビジネスと人権」の観点から、日本企業によるミャンマー投資・貿易は困難な面があるが、将来を見越して、今後も、ミャンマーの知的財産法制度の動向については注目していきたい。

※ 初出：『特許ニュース No.16279』（経済産業調査会、2024年、原題は「世界の知的財産法 第60回 ミャンマー」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読

<sup>21</sup> [https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00056.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00056.html)

者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。